

各位

株式会社 中京医薬品 代表取締役社長 山田正行

先般、臨時株主総会の招集を請求した山田雄三氏（以下「株主提案者」といいます。）の代理人弁護士から株主の皆様宛に、本年 2 月 20 日付けで「会社取締役会の見解に対する反論」やアンケート用紙などの書類が送付されました。

その「会社取締役会の見解に対する反論」には事実と反する主張や一方的で誤った見解が散見されますので、このお知らせでは、それらの主張について、事実を明らかにするべく、適宜コメント致します。

この株主提案者からの反論の内容については 6 頁以降に付記しております。

## 1. 売上高が低減しているとの主張に対して（株主提案者からの反論 2 頁の上段）

### （株主提案者の主張）

「中京医薬品の売上高は、第 28 期（平成 18 年 3 月期）の 87 億 9000 万円をピークに減収を続け、昨年第 33 期（平成 23 年 3 月期）には 67 億円となりました。さらに、今期第 34 期（平成 24 年 3 月期）には 62 億 8000 万円となる見通しです。わずか 6 年の間に 25 億円、3 割弱もの売上げを失っているのです。」

### （当社の見解）

売上高については、不採算事業を整理し与信力のない取引先の取引を中止したことなどにより売上高は減少しましたが、経常利益や営業キャッシュフローは以下のとおり推移しています。

	（経常利益）	（営業キャッシュフロー）
第 29 期（平成 19 年 3 月期）	△ 5051 万円	△3 億 7991 万円
第 30 期（平成 20 年 3 月期）	2 億 2731 万円	6 億 2761 万円
第 31 期（平成 21 年 3 月期）	3 億 0030 万円	6300 万円
第 32 期（平成 22 年 3 月期）	1 億 9713 万円	△6757 万円
<b>第 33 期（平成 23 年 3 月期）</b>	<b>2 億 6573 万円</b>	<b>3 億 9329 万円</b>

第 29 期は売上高が 80 億 5821 万円、第 33 期の 67 億 0084 万円の 1.2 倍ですが、経常利益は赤字（経常損失）です。営業キャッシュフローも 3 億円以上の赤字です。

**売上高だけを焦点にするとこのような事実が見えなくなります。**

第 29 期～第 32 期の 4 期平均の数値（経常利益の平均値：1 億 6 8 5 5 万円／営業キャッシュフローの平均値：6 0 7 8 万円）と第 33 期の数値とを比べていただければ、更にご理解いただけると存じます。

企業は如何にお客様に新たな価値（利益）を提供し、その代金を利益と共に回収し（営業キャッシュフロー）、それを基に新たな価値を提供し続ける。そのサイクルこそが企業を継続的に発展させる重要要素でその過程に売上が発生します。**売上高を重視することは当然ですが、利益・キャッシュフローを創出できない売上は、結局お客様に価値（利益）を提供できていないこととなります。その為には当社は経費の削減、在庫の適正化など事業効率を高め、利益・キャッシュフローを創出できる体質を構築しています。**第 33 期は東日本大震災が発生した期でもあり、今般の消費者保護法制の整備（特定商取引法）、高齢化社会に対する他企業参入による企業競争の激化、日本市場のデフレ環境が継続する中であるにもかかわらず、利益・営業キャッシュフローを創出できました。

## 2. 飲料水宅配事業に関する主張に対して (株主提案者からの反論 2頁の中段)

### (株主提案者の主張)

「山田雄三らが飲料水宅配事業の拡大を主張し、その具体的企画を提案していたにもかかわらず、山田正行氏をはじめとする現取締役会は、この企画の採用をただらと引き延ばし、山田雄三が現取締役と決別する決意を固めた段階でやっと採用を決めたという有様で、現取締役会に、当該事業を育てる熱意がそもそもあるかも大いに疑問です。」 「いずれにせよ飲料水宅配事業だけではその売上予想規模からいって経営を立て直すには全く十分ではありません。」

### (当社の見解)

平成24年1月27日付けでプレスリリース(JASDAQ)し、また株主の皆様にお送り致しました「飲料水宅配事業の全国展開をスタート」にて公表致しましたとおり、当社では「アクアマジック One-Way プロジェクト」が平成23年12月3日に発足しております。

現在、アクアマジック事業部はもとより配置営業部、マーケティング部、経理部、システム部など製造、販売、管理の各部門が、この新しいプロジェクトに即した具体的企画案を出し、スケジュールを作成し、これに則ってプロジェクトを推進しております。

株主提案者がこのプロジェクトについて具体的提案を取締役会に行っていたとの事実はありません。

当社社長(山田正行)自らがプロジェクトリーダーを務め、各部門の管轄本部長がサブリーダーとなって、このプロジェクトを育て、成功させようと全社一丸となって取り組み始めた矢先に、当時事業開発本部長であった株主提案者自身が辞任・退社してしまったのです。

これには、当然のことながら、アクアマジック事業部はもちろんのこと全社が迷惑を被ることとなりましたが、プロジェクトのメンバーはこの事業の重要性を認識していますので、このことがかえって全社の結束を固め熱意と決意を持って、改めて、全社一丸となってこのプロジェクトを当社事業の第二の柱とすべく、プロジェクトの推進に努めております。

「事業を育てる熱意がそもそもあるかも大いに疑問です」とありますが、山田正行(社長)自らがプロジェクトリーダーとなっていることが、このプロジェクトを第二の柱とする熱意と意欲の表れでございます。

したがって、現取締役会がこの企画の採用をただらと引き延ばしていたとの主張も事実ではありません。

なお、このプロジェクトが昨年12月に発足したのは、当時愛知県半田市の本社にある新プラント飲料水製造工場が One-Way の飲料水を製造できる見込みが立った時期がそのころであったことによります。

また、株主提案者は「飲料水宅配事業だけでは全く充分ではない」といいますが、当社はそのようには考えておりません。

まだまだ、飲料水宅配事業の大手に及びませんが、最初から諦めていては事業が大きくなりません。当初は常備薬のお客様から取引を増やし、One-Way のビジネスモデルを確立したのち、異業種他社とも業務提携が可能な期待の出来る事業と考えております。

3. 水面下において極めて多くの従業員の支持を受けたとの主張に対して (株主提案者からの反論 2頁の下段)

(株主提案者の主張)

「山田雄三は、水面下において極めて多くの従業員の支持を受けたうえで、今般の行動に至ったものです。山田正行氏ら現取締役会を支持している従業員はごく一部に過ぎず、多くの従業員は現取締役会の刷新を多いに期待しているのです。」

(当社の見解)

本年2月13日付で、社員の自宅宛に株主提案者の代理人弁護士から、株主提案者への支援を求める書類がとどきました。

突然弁護士から自宅宛に、現経営陣の入替えに賛同を求める内容の書類が送付されてきたことに、社員とそこご家族は大変困惑させられておりました。

しかしながら、当社社員は当社の現在の経営方針等・改革を熟知しており、書類を送付されたことがかえって社員一同の結束を固めることとなりました。

**株主提案者への支援・賛同を求める上記の書類を送付された社員は、社員からの報告で500名近くに上ることが確認されておりますが、これらの社員の全員から「株主提案者に同意しない」との報告を受けております。**

また、もし株主提案者の主張が事実であれば、当社の労働組合から現経営陣に抗議文などが既に提出されているはずですが、そのような事実は一切なく、むしろ、本年2月25日には当社の労働組合の定期中央委員会に、当社代表取締役社長の山田正行と取締役管理統括本部長の飯田亨が出席し、**当社経営陣と労働組合との間で、経営方針等の認識を共有・深化しております。**

さらに、当社社員の支持があるからこそ、多くの取引先や生損保などの金融機関を含む多くの関係先、元役員や元社員の方々からも、現経営陣に対する強い支持を頂いている事実がございます。

4. 株主提案者から未だ経営方針が示されていないことについて (株主提案者からの反論 3頁の上段)

(株主提案者の主張)

「山田雄三の経営方針については、株主の皆様にはあらためて詳しい書面をお送りさせていただく予定です」

(当社の見解)

当社は平成24年2月10日付のプレスリリース(JASDAQ)で、株主提案者が、当社をどのような経営方針で運営するのかが全く不明であると指摘致しましたが、株主提案者は未だ経営方針を示せておりません。

**株主提案者は自身を取締役候補者に選任し、現経営陣を全て入れ替えようとしているにも関わらず、企業の根幹である経営方針も持たずに、臨時株主総会の招集請求に及んだのではないかとの疑念さえ禁じえません。**

5. 取締役会において独断的議事進行が行われているとの主張に対して (株主提案者からの反論 3 頁の中段)

(株主提案者の主張)

「昨年末の定例取締役会では、今年度売上の落ち込みが必至となった状況を受けてこれに対処するため、山田雄三はあらかじめ議題として取り上げるべき事項をメモにしてその配布方を取締役会事務局に依頼したにもかかわらず、山田正行氏の一言でこれが阻止され、山田正行氏の独断的議事進行で、山田雄三は問題提起もできないままに終わっています。」

(当社の見解)

昨年末という主張から平成 23 年 12 月 9 日の取締役会を示すと考えられますが、当社では、取締役会に提起する審議事項及び報告事項は原則、常務会にて諮ることとなっております。

平成 23 年 12 月 8 日の常務会で、株主提案者は自身の意見を説明しており、さらに取締役会で意見を説明することが決定されました。

このことは常務会議事録にも記録されており、株主提案者（当時専務取締役）も押印しております。

そして、同年 12 月 9 日の取締役会で、株主提案者は自身の意見を説明し、取締役会議事録にはその旨記録されており、株主提案者（当時専務取締役）も押印しております。

したがって、株主提案者の「山田正行氏の一言でこれが阻止され」とか「山田雄三は問題提起もできないままに終わっています」との主張は、いずれも**事実と異なります**。

このように意見の説明などもなされており、「山田正行氏の独断的議事進行」などということはありません。

なお、常務会は月 2 回開催し社外監査役も出席し協議を行なうと共に、内容により、当該部門長を招集し説明・報告を受け決定しています。定例取締役会は毎月 1 回開催しております。

6. 社外からの取締役候補者の経歴に関する主張に対して (株主提案者からの反論 3 頁の下段)

(株主提案者の主張)

「社外からの 2 名は、いずれも複数の上場企業において経営に携わってきた経験豊富な経営者であります。」

(当社の見解)

株主提案者が取締役候補者として挙げている社外の高橋敏文氏と前田篤胤氏は両名とも、株主提案者が臨時株主総会招集請求書に記載した経歴によれば、上場企業の経営に携わっておりません。

## 7. 4名の従業員について (株主提案者からの 反論 3頁の下段)

### (株主提案者の主張)

「新取締役候補者に名を連ねることに大きなリスクを伴うにもかかわらず、4名も  
の従業員が名を連ねていることからご理解いただけたと思います」

「従業員からの4名は、いずれも中京医薬品の重要部門の管理者の地位にあった者  
です(臨時株主総会招集請求後、山田正行氏により配転、降格、自宅待機等の不  
当な処分を受けています)。これら4名は、中京医薬品の現状の問題を的確に認識  
し、しっかりと自身の意見を述べることのできる者たちです。」

### (当社の見解)

株主提案者の従業員からの4名とは山本謙二氏、深見茂、岩崎雷凱、松原芳治  
を示すと考えられます。

まず、山本謙二氏についてですが、株主提案時、当社の顧問ではありましたが、  
従業員ではございません。

次に、深見茂については、社内データを無断で持ち出していることが 最近(平  
成24年2月)になって判明し、持ち出されたデータの調査とその責任追及を現在  
検討しており、自宅待機となっています。(平成24年2月末現在)

**岩崎雷凱は株主提案者である山田雄三氏により取締役候補者として挙げられて  
いることに全く賛同しておらず、**従来どおり現在の経営方針のもとで現職責、  
職務に精励しています。

なお、松原芳治と深見茂は各々部長職、課長職の任を解き降職させました。  
当社の経営方針、ガバナンス体制に異を唱えることから、管理職としての指揮・  
命令系統に支障を来たすためです。

以上、ご報告申し上げます。

これより以降は、

株主提案者の

「会社取締役会の見解に対する反論」(株主提案者からの反論) の内容です。

平成24年2月20日

株式会社中京医薬品株主各位

株式会社中京医薬品  
元専務取締役・株主 山田雄三

東京都千代田区丸の内2-1-1

丸の内マイプラザ13階

あさひ法律事務所

上記代理人弁護士 庭山正一郎  
同 井桁大介  
同 山本陽介  
同 採澤友香  
同 久保拓毅

#### 会社取締役会の見解に対する反論

拝啓

春寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、株式会社中京医薬品（以下「中京医薬品」といいます。）の平成24年2月10日付けプレスリリース「臨時株主総会招集基準日設定に関するお知らせ」において、山田雄三が招集請求を致しました臨時株主総会（以下「本件臨時株主総会」といいます。）に関する中京医薬品の現取締役会の見解（以下「現取締役会見解」といいます。）が公表されております。現取締役会見解は、不正確な事実を多く含んでいるうえ、現取締役会に都合のいい主張に終始しており、株主の皆様に重大な誤解を与えるものです。そこで、株主の皆様に正しい事実をご理解いただくため、特に重要な部分につき、下記のとおり山田雄三の見解をお伝えいたします。

中京医薬品を立て直すため、山田雄三を何卒ご支援いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 現取締役会見解は、「前期第33期より組織改編、営業所の統廃合、経営資源の選択と

集中を実行し、事業効率及び財務基盤の強化を進めてまいりました。」と述べています。

しかし、その実態は、短期利益を追求するため、十分な検証もされないまま営業規模を縮小したに過ぎません。たしかに、上記施策により「販売費及び一般管理費の低減」は進みました。しかし、それは営業規模を縮小したことによる当然の結果であり、一方で売上高も低減しているのです。

中京医薬品の売上高は、第28期（平成18年3月期）の87億9000万円をピークに減収を続け、昨年第33期（平成23年3月期）には67億円となりました。さらに、今期第34期（平成24年3月期）には62億8000万円となる見通しです。わずか6年の間に25億円、3割弱もの売上げを失っているのです。

特に、山田正行氏自らが営業業務の総責任者である配置統括本部長に就任した平成22年4月からの1年間の売上は、前年度対比で約7億7500万円の減収、率でいうと10%を超える減収となり、過去最大の落ち込みを経験しました。

もちろん利益を上げ、株主の皆様への配当を増やすことが重要な企業目標の1つであることは当然であります。しかし、売上の低減にもかかわらず、何ら立て直しの明確なビジョンがない状況では、中長期的には利益をも縮小させることにつながり、株主の皆様への配当を維持することも困難となります。

2 現取締役会見解は、「『飲料水宅配事業の全国展開をスタート』などの成長戦略を策定して実行しております。」と述べています。

たしかに、飲料水宅配事業は、中京医薬品においては、ここ数年の中では唯一と言ってもいい「前向き」な戦略であり、山田雄三がその先頭に立って当該事業を引っ張ってきました。しかし、山田雄三らが飲料水宅配事業の拡大を主張し、その具体的企画を提案していたにもかかわらず、山田正行氏をはじめとする現取締役会は、この企画の採用をだらだらと引き延ばし、山田雄三が現取締役会と決別する決意を固めた段階でやっと採用を決めたという有様で、現取締役会に、当該事業を育てる熱意がそもそもあるかも大いに疑問です。また、いずれにせよ飲料水宅配事業だけではその売上予想規模からいっても経営を立て直すには全く十分ではありません。中京医薬品の中核事業である配置薬事業についての成長戦略が必要なのですが、現取締役会には、この肝心の点についての成長戦略が全くないのです。

なお、現取締役会見解は、山田雄三による「平成24年2月6日付の役員辞任届の提出と今般の招集請求は、社員の間は無用の不安と戸惑いを生じさせ、ひいては企業価値を毀損することにならないか懸念しております。」と述べていますが、山田雄三は、水面下において極めて多くの従業員の支持を受けたうえで、今般の行動に至ったものです。山田正行氏ら現取締役会を支持している従業員はごく一部に過ぎず、多くの従業員は現取締役会の刷新を多いに期待しているのです。これは、新取締役候補者に名を連ねることに大きなリスクを伴うにもかかわらず、4名もの従業員が名を連ねていることから



ご理解いただけたと思います。

- 3 現取締役会見解は、「招集請求者（注：山田雄三）の招集請求においては、当社をどのような経営方針で運営するのが全く不明です。したがって、招集請求者が新取締役候補者として指定する者についての取締役としての適格性もまた、全く不明といわざるを得ません。」と述べています。

山田雄三の経営方針については、株主の皆様にはあらためて詳しい書面をお送りさせていただく予定ですが、「取締役会を正常化させる」という点については、極めて当たり前のことですが、この場でお約束させていただきます。

売上低減の続く中京医薬品の現状においては、取締役を中心に従業員一同知恵と力を出し合って業績の回復に努めて行くべきところですが、中京医薬品においては代表取締役社長である山田正行氏のワンマン経営が続いています。取締役会では議論も何もなく、山田正行氏と同氏に従順なイエスマン取締役によって形だけの決議がなされています。さらには、取締役会決議が必要な事項であるにもかかわらず、これがなされず、山田正行氏の一存で物事が決まっていることもあります。取締役会は完全に形骸化しており、中京医薬品のガバナンスの欠如は深刻な事態に陥っています（この点、現取締役会見解は、「当社は取締役会を毎月開催し経営内容等をはじめ各種必要事項を審議しております。」と述べていますが、「審議」と言いうる実態はありません。）。

山田雄三は、山田正行氏に対し、取締役会の正常化を何度も訴えてきました。昨年末の定例取締役会では、今年度売上の落ち込みが必至となった状況を受けてこれに対処するため、山田雄三はあらかじめ議題として取り上げるべき事項をメモにしてその配布方を取締役会事務局に依頼したにもかかわらず、山田正行氏の一言でこれが阻止され、山田正行氏の独断的議事進行で、山田雄三は問題提起もできないままに終わっています。このような事態は、この定例取締役会に限ったことではありません。山田正行体制のもとでは、従業員、役員の献策を熟議のうえで会社の事業方針を決めていくことは不可能です。中京医薬品は上場企業です。中京医薬品の株主には、山田正行氏、山田雄三を含め山田一族がその名を連ねていますが、だからといってガバナンスの欠如が許されるいわれはありません。

ところで、山田雄三が新取締役候補者として指定する者は、山田雄三のほか、社外から2名、従業員から4名の合計7名です。

社外からの2名は、いずれも複数の上場企業において経営に携わってきた経験豊富な経営者であります。中京医薬品のこれまでの悪しき「常識」に捕らわれない新しい視点、これまでの経験を生かした内部の者では気付かない視点から意見が出されることと思います。

また、従業員からの4名は、いずれも中京医薬品の重要部門の管理者の地位にあった者です（臨時株主総会招集請求後、山田正行氏により配転、降格、自宅待機等の不当な

処分を受けています)。これら4名は、中京医薬品の現状の問題を的確に認識し、しっかりと自身の意見を述べることのできる者たちです。決してイエスマンになることなく、取締役会を活性化させてくれることと思います。

新取締役候補者7名が取締役として適格であることは間違いありません。山田雄三は、この7名を中心に従業員一丸となって中京医薬品を立て直していく所存です。

以上